

# 法医学

法医学は、医と法との多数の接点において、医学的見地からこれらに対し公正に判断を下し、基本的人権を擁護するなかで、民主的法治国家の安全に寄与していく学問であり、臨床医学の進歩、および社会制度の変遷にともないその対象範囲を拡張し、新たな問題点を発掘し、これらの問題に積極的に関わり得られた新知見を基に新たな科学的な提言を行っていくことが求められている。すなわち、法医学が健全に機能している社会こそが民主主義国家である。社会医学のとしての法医学の重要性を認識した上で、法医学を基礎的理論と応用医学的側面の両面より学び、医師としての実際的な活動に直ちに応用し得る知識の習得を目標とする。

## 1) 実習の到達目標

### 【到達目標】

法医学の知識を習得し、死体検案書あるいは死亡診断書を適切に作成し得る知識の習得を目標とする。

### 【個別目標】

- 解剖するに当たり、消毒・感染防護、器具の管理が行える。
- 外表所見がとれる。
- 内景所見がとれる。
- 口腔所見がとれる。
- 死体現象が説明できる。
- 損傷の有無の判断、成傷機転の考察が適切にできる。
- 採取した試料・臓器の管理が適切に行える。
- 死因に関与する薬毒物の有無が判断できる。
- DNA分析などで個人特定ができる。
- 死体検案書あるいは死亡診断書の作成ができる。

## 2) 実習項目

- 法医解剖事例・検案事例を通し、死体検案書を作成する。
- 解剖に伴う各種検査（アルコール、一酸化炭素、薬毒物、プランクトンなど）を行う。
- 組織標本を作製し、死因との関連を推定する。

## 3) 評価

評価は出席状況、実習態度を考慮し総合的に判断する。

上記の目標が達成できたかを、教官との間のディスカッションの内容や、作成した死体検案書を基に判断する。